

風水害対策計画（事業所タイムライン）

事前対策

- ハザードマップで浸水想定区域や土砂災害警戒区域の範囲を確認するとともに、定期的に変更の有無を確認する。
 該当区域（**浸水・土砂**）（浸水想定区域の場合）浸水高 **3 m** 避難先 **〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇**
- 事業所所在地の過去 10 年間の風水害被害 **建物、設備等の破損** **停電** **床下浸水**
- 事業所の被害想定シナリオ **建物、設備等の破損** **危険物の漏洩** **危険物の漏洩に伴う火災**
- 風水害対策移行判断基準 **1 2 時間前時点で台風の予想進路上にある場合 大雨注意報 隣接河川水位が氾濫注意水位に達した場合**
- 危険物が流出し、周辺に危害（火災、河川の汚染等）のおそれがある場合の連絡体制（消防機関等）を確認する。
- 訓練を行い、応急対策の措置に必要な時間を確認し、タイムラインとの整合性を確保する。
- 施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される場合は、実施計画を作成し、消防機関と協議する。
- 公共交通機関の運行休止等による帰宅困難を想定し、避難時期や事業所に留まることの検討を行う。

緊急用 資機材	浸水・土砂対策	土のう、止水板等
	強風対策	窓ガラスの破損を防止するための保護板等、建築物の補強に必要なロープ等
	停電対策	非常用発電機及び燃料
	流出防止対策	オイルフェンスや油吸着材等、容器等を固定し流出を防ぐためのロープ等

警戒レベル	警戒レベルの基準		相当情報
	避難情報	防災 気象情報	
1		早期注意 情報	従業員の作業や避難に支障がないよう、時間的余裕を十分に確保し、警戒レベル等の発表に関わらず、気象状況に応じて措置を講じること。 なお、風水害対策に必要な情報は、裏面を参考に積極的に収集すること。 風水害対策に必要な情報を取得し、事業所への被害の可能性が想定されるか判断し、対策移行に要する時間、対応要員数及び資機材の再確認 風水害対策移行判断基準及び移行判断責任者の再確認と今後の対応を検討 対策を移行したことを連絡する関係者の再確認 情報を共有できる手段（一斉メール、放送設備等）の確認を実施 強風によって施設（屋根等）が破損するおそれがないか事前に確認 避難の開始判断基準及び避難方法の再確認
2		大雨 注意報 洪水 注意報	土のう等の資機材の準備 危険物容器や設備等を固定し、転倒や流出の防止 飛来物による窓ガラスの破損防止 施設の保全に必要な電力を確保するため、非常用発電機等の準備 禁水性物質等を保有する場合は、高所に移動するほか、必要に応じて消防機関等へ情報提供する（物質： 禁水性物質カリウム 10kg ）
3	高齢者等 避難		土のう等による施設への浸水や土砂の流入防止 地下タンクや配管への水や土砂の混入防止 マンホールや通気管等を閉鎖し、危険物の流出防止 操業の規模縮小又は停止（ 〇〇製造ラインのみ稼働 ） 従業員の避難
4	避難指示		氾濫危険 情報 土砂災害 警戒情報 操業の停止 従業員の避難
5	緊急安全 確保		氾濫発生 情報 大雨特別 警報 災害が発生しており、避難が困難な状況。命を守る最善の行動が求められる。 このような状況になる前に措置を完了し、必ず避難しておくこと。

風水害に伴う危険物の流出や火災が発生した場合の応急対策	消防機関に通報（危険物の流出に関しては、消防機関から水質汚濁防止連絡協議会に通報する仕組みになっています） 状況に応じて地域住民に情報共有する必要があると判断された場合、事業所スピーカーの使用、自治体への周知依頼の実施 被害状況又は被害軽減策・応急復旧の実施状況を整理し、第二報として消防機関に通報 被害軽減策及び応急復旧の完了について消防機関に完了報告 被害状況の記録（写真等） 関係機関に情報提供
------------------------------------	---

ちゅうちょ

人命を最優先し、避難を躊躇しない

（避難の際は、通電火災や漏電を防止するため、主電源（ブレーカー）を落とす等の措置を講じること。）

天候回復後の点検・復旧	点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働する。 浸水した場合は、地下タンクへの水混入の有無を確認する。 電力復旧時の通電火災や漏電防止のため、電気設備や配線に破損等がないか確認する。
--------------------	---